別記様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第三号（第十六条関係）

表面

12cm

写真	第　号 所属庁 健康増進法第二十五条の九第二項の規定による立入検査証 氏名 生年月日 年　月　日発行 （使用期間一年）

8cm

裏面

この証票を携帯する者は、健康増進法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

（立入検査等）

第二十五条の九　都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

第二条　健康増進法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置）	（特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置）
第十五条　法第二十八条第十三号の規定による掲示は、標識（法第二十八条第十三号に規定する標識をいう。次項第一号において同じ。）に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。	**第十五条**　法第二十五条の四第五号の規定による掲示は、標識（法第二十五条の四第五号に規定する標識をいう。次項第一号において同じ。）に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。
2　法第二十八条第十三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。	2　法第二十五条の四第五号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。	二　特定施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。
（喫煙専用室の技術的基準）	（新設）
第十六条　法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。	
一　出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。	
二　たばこの煙（蒸気を含む。以下この条及び第十八条において同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。	
三　たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。	